平成２５年（フ）第７７６号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ケ丘４丁目８－２
債務者　後藤　　凪
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７９号
東京都板橋区富士見町33―11　ふじみ317
債務者　春田美智子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８３号
東京都板橋区小茂根２丁目５―11―201
債務者　村田沙織・菅野沙織こと　菅野さおり（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８４号
東京都豊島区千早１丁目31―11―101
債務者　岡澤　敏雄
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０７号
東京都大田区大森西１丁目５－９
債務者　上村　淳子（旧姓塩原）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０９号
東京都北区王子１丁目28―６―602
債務者　佐々木早苗
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０号
東京都日野市旭が丘４丁目７－５　シティハイツ日野旭が丘４―1004
債務者　中澤　俊介
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１号
東京都豊島区池袋本町２丁目３―16　朝賀方
債務者　舛谷　優生
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２９号
東京都足立区南花畑４丁目11―４―402
債務者　水元　久美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３０号
東京都大田区大森北３丁目33―５―202
債務者　河口あゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３５号
東京都中野区中野５丁目23―４　佐々木方
債務者　大下　京子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３７号
東京都世田谷区上馬４丁目31―９―103
債務者　濱口　晴彦
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３８号
東京都渋谷区本町４丁目22―10―902
債務者　井出　　聡
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４５号
埼玉県比企郡小川町大字大塚816―10
債務者　塚越　絵美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４６号
東京都渋谷区笹塚３丁目24―５―203
債務者　川島　恵子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１号
東京都西東京市東伏見５丁目４－１―101
債務者　林　　正興
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部